

## Web版ハザードマップ構築業務委託仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、かすみがうら市（以下「発注者」という。）が実施する「Web版ハザードマップ構築業務」（以下「本業務」という。）に適用し、本業務の受注者（以下「受注者」という。）が実施する業務内容を定めるものである。

### 2. 業務目的

本業務は、かすみがうら市内の住民、通勤・通学者及び旅行者等が想定すべき災害を把握し、自然災害への理解を促進すること。また、災害時又は災害が発生する恐れがあるときに、現在地の災害リスクを迅速に把握し、適切な避難行動をとることができるように、パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧できるWeb版ハザードマップの構築を行うことを目的とする。

### 3. 準拠する法令・指針等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか次の法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 河川法
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (5) 災害救助法
- (6) 大規模地震対策特別措置法
- (7) 測量法
- (8) 茨城県地域防災計画
- (9) かすみがうら市地域防災計画
- (10) 防災基本計画：中央防災会議
- (11) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)：国土交通省河川局砂防部  
砂防計画課：国土交通省国土技術政策総合研究所：危機管理技術研究センター
- (12) 各ハザードマップの手引き
- (13) 災害時の避難に関する専門調査会報告：中央防災会議
- (14) 避難情報に関するガイドライン：内閣府(防災担当)
- (15) その他関係法令、通達等

### 4. 契約期間

契約日の翌日から令和8年3月13日まで

## 5. 提出書類

受注者は、着手後及び完了後、速やかに次の書類を提出することとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務主任技術者選任届
- (5) 下記証明書の写し
  - ・国土交通省登録の測量業者証明書
  - ・プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO27001）
- (6) その他発注者が必要とする書類

## 6. 貸与資料及び返却

本業務を実施する上で、必要な資料は発注者が受注者に貸与するものとし、可能な限り位置情報（緯度経度等）が付与されているデータとする。また、位置情報が無いものは紙データから地図上にプロットとするものとする。発注者から貸与を受けるデータ及び作成するデータを紛失や流出から保護する観点から、プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO27001）の認証取得を要するものとし、取扱いに十分注意すること。必要な資料は本業務完了後、速やかに返却するものとする。なお、以下情報は決定ではないため、情報数については協議の上決定するものとする。

- (1) 洪水浸水想定区域（想定最大規模・計画規模・浸水継続時間・家屋倒壊（氾濫流）・家屋倒壊（浸食））…shape 形式
- (2) 土砂災害（特別）警戒区域…shape 形式
- (3) 地震の地表震度分布…shape 形式
- (4) 内水浸水想定区域…shape 形式
- (5) 避難所等一覧…Excel 形式等
- (6) 公共施設関連資料…Excel 形式等
- (7) その他、必要な資料…紙データ等

## 7. 業務概要

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理
- (3) Web版ハザードマップの構築

## 8. 計画準備

計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順、人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

## 9. 資料収集・整理

本業務を進めるにあたって、「3. 準拠する法令・指針等」で述べた関連法令等を理解した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像があれば受注者は発注者に請求することができる。

## 10. Web版ハザードマップの構築

### ①Web版ハザードマップ構築

住民、通勤・通学者及び旅行者等誰でもハザード情報を閲覧できるように、Web版ハザードマップを以下のように構築することとする。

- (1) 背景地図は、受注者の責任にて、以下のいずれかの地図を使用すること。
  - a. 過去2年以内の市内全域の現況を示した地図
  - b. 国土地理院の地理院地図なお、aの場合は、災害対応にとって重要となる建物や道路の形状といった情報を表現し、受注者は逐次、地図を更新する体制を有すること。
- (2) 背景地図を航空写真または衛星画像に切替できるようにすること。なお、航空写真データまたは衛星画像については、受注者が調達すること。
- (3) 住所の文字入力により、地図が自動で遷移する住所検索機能を有すること。  
なお、家屋の災害リスク判別を可能とするため、枝番迄の検索を可能とすること。
- (4) 市使用のサーバーから、受注者が所有する既存の外部サーバーを経由しデータを取得等したうえで、マップを表示する仕様とする場合には、災害発生時のアクセス集中に備え、アクセス数が増加した際にも閲覧可能となるよう対策を行うこと。また、アクセス数が増加した際にも追加費用が発生しないサービスであること。
- (5) 背景地図に、協議の上決定した各種情報（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、地震の地表震度分布、内水浸水想定区域、危険箇所や公共施設、避難所等）について、適宜データ変換をおこない、重ねて表示すること。また、位置情報が無いものは紙データから地図上にプロットとするものとする。
- (6) 近隣避難所など、地図上に展開された周辺施設の位置をアイコン表示し、詳細情報も確認できること。詳細情報として、施設名、住所、電話番号等の情報を表示できるようにすること。なお、避難所の開設状況や混雑状況等の情報を表示する場合には、データの編集機能と、編集したデータをクラウド上にアップロードできる機能を備えたGISを受注者にて用意すること。

- (7) 災害種別毎にレイヤーを作成し、閲覧者の選択によりレイヤーの切り替えを可能とすること。なお、本業務にて作成するレイヤー種別については、別紙1を参照すること。
- (8) 表示する地図の縮尺を閲覧者が操作し変更できること。
- (9) 閲覧者が背景地図と災害情報を重ね合わせてパソコンから印刷できる機能を備えること。
- (10) パソコン及び携帯端末（スマートフォン、タブレット等）のいずれにも対応することとし、必ず動作確認をすること。
- (11) かすみがうら市のホームページからアクセスできるようにすること。
- (12) 日本語版の構築に加え、観光客や外国人居住者が災害情報を調べることができるように、英語版、インドネシア語版、ポルトガル語版、ベトナム語版等の構築とテキストの翻訳作業を含むものとする。
- (13) 発注者は新たなサーバーの導入、保有を必要としないこととし、公開データについては外部向けホームページ運用サーバーまたはクラウドサーバーに格納するものとする。

#### 1.1. 納品成果品

本業務に係る納品成果品は次のとおりとする。

- (1) Web版ハザードマップデータ一式  
データ一式とは、システム操作マニュアル（PDF等）や、Web版ハザードマップ作成時に使用したGISデータ（Shapeファイル形式）の一式、運用マニュアル等をDVD-R等に格納すること。
- (2) 業務報告書：本業務の作業内容および成果内容、業務に付随する資料、打合せ記録簿等を取りまとめるものとする。また、電子化可能なデータは事前にウイルスチェックを実施し、CD-R、もしくはDVD-R等に格納し提出する。

#### 1.2. 打合せ協議

受注者は、本業務の内容について、発注者と打合せ協議を行う。履行期間中においても、進捗状況をメール等の記録に残る方法で報告すること。また、発注者が作業の進捗状況、作業手法等に関することで必要と認めた場合は、打ち合わせ協議を行うこととする。

#### 1.3. 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。

ただし、成果品のうち、発注者より提供された資料・情報の著作権は発注者に留保されるものとし、当該資料・情報を除く部分の著作権は受注者に帰属するものとする。

#### 14. 費用負担

本業務で構築したハザードマップにおける地図利用にかかる著作権、複製使用料については、受注者の負担とする。

#### 15. 機密保持及び情報セキュリティの確保

- (1) 受注者は、委託業務に関連して知り得たかすみがうら市の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「個人情報の保護に関する法律」、「かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例」等の関連法規に基づいて適切に管理し、契約期間中はもとより、契約期間後も第三者に漏洩してはならない。なお、業務完了後も同様とする。
- (2) 受注者は、発注者の許可なく業務実施場所から個人情報等（機密情報を含む）の情報資産を持ち出してはならない。
- (3) 個人情報等（機密情報を含む）の情報資産の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。

#### 16. 検査

本業務にあたっては、受注者は、本業務を完了した場合には、速やかに完了検査を受けるものとする。完了検査において発注者より修正指示があった場合は、直ちに修正等を行い、再検査を受けるものとする。

#### 17. 成果品の契約不適合

受注者は、成果品の受入検査合格日から6ヶ月以内に、検査によっては発見し得ない成果品の不具合を発注者から通知された場合、成果品を修正又は交換するものとする。受注者は発注者の指示に従い、必要な補足、修正処理を、業務委託料を上限とし受注者の負担において行うこととする。業務遂行中に生じた事故等に対して一切の責任を負い、内容及び状況を発注者に報告し指示に従うものとする。

#### 18. 納入場所

本業務による成果品の納入場所はかすみがうら市市民部環境防災課とする。

#### 19. 支払い

発注者はすべての成果品を確認し、検査終了後、適法な支払請求を受けた日から30日以内に代金を支払うものとする。

#### 20. 関係公署への事務手続き

本業務の実施において必要となる関係公署への事務手続きは、発注者と受注者の協議の

うえ、受注者が実施するものとする。なお、手続きに要する費用については、受注者の負担とする。

#### 2 1. 運用保守

本業務完了後のW e b 版ハザードマップの運用及び保守については、別途委託契約を締結するものとする。なお、運用保守については、以下の項目に対応すること。

- (1) 電話、FAX、e-mail による問合せに対応すること。
- (2) 適時アップデートを行い動作環境に支障が無いようにすること。

#### 2 2. 疑義

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ取り決めを行い、受注者において協議記録を作成する。尚、協議記録は発注者の承認を得るものとする。

以上

## 別紙1 Web版ハザードマップで表示するレイヤーについて

### ① 浸水想定区域（想定最大規模）

対象河川毎の浸水想定区域を閲覧できるようにする。利用者が対象選択して閲覧できるようにする。

### ② 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）

### ③ 浸水継続時間

### ④ 内水浸水想定区域

### ⑤ 地震の地表震度分布

### ⑥ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

### ⑦ 山腹崩壊危険地区

### ⑧ 崩壊土砂流出危険地区

### ⑨ 避難所・避難場所

### ⑩ 要配慮者利用施設

### ⑪ 警察署・交番・駐在所

### ⑫ 消防署

### ⑬ 市役所

### ⑭ 医療機関

### ⑮ 防災行政無線

### ⑯ 防災倉庫

### ⑰ 防災井戸

### ⑱ 主な公共施設等

### ⑲ その他、ハザードマップ作成の手引きで推奨されている情報やAED設置箇所、ライフライン情報など

※発注者と充分協議し、利用者が閲覧しやすいデータを作成すること。